

社会福祉法人弘勝会色えんぴつ役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人弘勝会色えんぴつ定款第10条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次に掲げる者をいう。

- 1) 評議員
- 2) 理事
- 3) 監事
- 4) 評議員選任・解任委員
- 5) 第三者委員
- 6) その他理事長が必要と認めたもの

(評議員会及び理事会の出席報酬等)

第3条 役員等が評議員会及び理事会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、理事会の出席に係る報酬及び実費弁償は支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、報酬及び実費弁償は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、同様の報酬及び実費弁償を支払うことができる。
- 3 法人及び施設の運営のための業務にあたる理事には、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会（以下「評議員会等」という。）出席に係る報酬及び実費弁償を支払わないものとする。
- 4 報酬等の支給は、本人の指定する本人名義の口座に振り込むこととする。

(評議員選任・解任委員会及び第三者委員会の出席報酬等)

第4条 役員等が評議員選任・解任委員会または第三者委員会に出席したときは、別表により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、評議員会等のいずれかに出席し、かつ同一日に開催された別の評議員会等に出席したときは、その会議への出席

に対する報酬及び実費弁償は支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、報酬及び実費弁償は支払わないものとする。

- 2 第三者委員、評議員及び理事が評議員会等出席以外の日において法人及び施設に係る苦情解決の業務に当たった場合は、別表により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。ただし、評議員会等に出席した日の場合は、報酬及び実費弁償は支払わないものとする。
- 3 その他について、前条第3項及び第4項を準用する。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支給の制限)

第6条 理事及び監事に対して支給する報酬は、各年度の総額が20万円を超えない範囲とする。

- 2 役員等が半日で終了する評議員会等へ出席した場合、会議の開催時間等を勘案し理事会が必要と認める場合は報酬（日額）を半額とすることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5年 6月 5日より施行する。

別 表

役 職	報酬額（日額）	実費弁償	旅 費 の 額
評 議 員	5, 157 円	実費相当額	社会福祉法人弘勝会色えんぴ つの旅費規程による
理 事	5, 157 円		
監 事	5, 157 円		
評議員選任・解任委員	5, 157 円		
第 三 者 委 員	5, 157 円		
その他理事長が必要 と認めたもの	その都度理事 長が定める額		